

都 経 基 第 249 号  
平成18年10月 2 日

横浜防衛施設局長 高見澤 將 林 様

横浜市長 中 田 宏



## 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について(要請)

仲秋の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、8月17日付け施横建第29号（YCP）で基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

住宅等建設に伴う本市の基本的な考えにつきましては、平成17年3月に、本市住宅建設対策プロジェクトが公表した「第一次報告」に示しているところであり、貴局においても、これを尊重し基本構想等住宅等建設設計画の立案を行っていることと存じます。

ところで、今回提示された基本配置計画案は、建物等の配置計画を基本に、造成計画、高層棟の階数及び周辺からの眺望のごく一端に過ぎず、住宅等建設の詳細な内容が明らかになっているわけではありません。

したがって、提示資料のみをもって基本配置計画案について評価し、意見を述べることは困難な状況にありますが、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、住宅建設対策プロジェクトで現時点での要請事項を次のとおりまとめましたので、国として最大限尊重した措置を講ずるよう要請します。

また、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設のうち、旧小柴貯油施設については、平成17年12月に返還が実現しましたが、富岡倉庫地区など残りの施設については、依然として返還されておりません。つきましては、これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向け、国として一層の御尽力を賜るよう併せて要請します。

### 要請事項

#### 1 緑地の保全、自然環境の保全

- (1) 改変面積が 17.8 ヘクタールであるとした根拠を示すこと。なお、鉄塔を移設する計画となっているが、この場合、移設に伴う進入路築造等に伴う造成も、改変面積に含まれるため、造成エリアを精査した上、「改変面積を横浜市域の面積の 2 分の 1 以内とする」とした、日米政府間の合意を遵守すること。
- (2) 非改変地については、緑地の保全を将来にわたり担保するための具体的方策を講ずること。

(3) 改変地についても、極力植樹等の緑化対策を行い、緑の創造・再生を図ること。

## 2 環境への配慮

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、動植物、水質、土壤等の自然環境のみならず、地域社会（交通混雑、交通安全）や景観等についても、環境影響の回避・低減を図ること。
- (2) 改変地において失われる生物生息環境については、その価値を極力損なわぬよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 樹木は、可能な限り移植等による活用を図ること。
- (4) 表土は、植物の生育を確保するため、可能な限り植栽帯等への活用を図ること。
- (5) 旧軍や弾薬庫としての使用履歴を明らかにし、適切な措置を講ずること。
- (6) 必要に応じ文化財調査を実施し、結果に応じて適切な保存を図ること。

## 3 災害の防止

- (1) 土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること。
- (2) 雨水調整池を設置すること。

## 4 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

- (1) 周辺の住宅地から、高層棟の建物上部が保全された尾根の稜線越しに容易に視認されることのないよう、造成地盤高や建築物の配置等についての見直しを行い、高層棟の高さ（階数）をできる限り低減すること。
- (2) 近接する住宅地に対しては、建築物の高さ等の見直しにより、圧迫感を低減するとともに、緑化による周辺との調和などに配慮すること。
- (3) 建築物のデザインや外壁の色彩を工夫すること。また、建築物周囲の植樹や屋上緑化等について、検討すること。

## 5 工事中及び供用後の交通対策

- (1) 工事の実施に当たっては、周辺道路が、狭あいである状況や、閑静な住宅地内を通っている状況を踏まえ、周辺地域への影響を十分に配慮し、適切な対応を図ること。
- (2) 工事の実施に当たっては、工事用車両のみならず、工事従事者が使用する車両も含め、周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するための代替措置の検討を行うなど、交通対策について、十分な配慮を行うこと。
- (3) 特に、六浦駅前は、狭あいであるのみならず、歩行者・自転車が輻輳している状況にあることから、工事用車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を講ずること。
- (4) 将来、都市計画道路横浜逗子線について、新たに事業化する場合には、特別助成措置の導入を含め、国として最大限協力すること。
- (5) 供用後の通勤等の手段、利用ルートなど周辺交通環境への負荷を軽減するための具体的な検討結果を明らかにし、交通対策等について、十分に配慮すること。

## **6 施設供用後に向けた対応**

- (1) 国と本市及び地域とで供用後の対応についての取り交わしを行った場合には、国の責任で、米軍と十分な調整を行うこと。
- (2) 周辺住民と米軍家族との親善交流や施設開放が図られるよう、米軍に働きかけること。
- (3) 現状の広域避難場所としての機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。
- (4) 道路交通法など日常生活に関わる国内法について理解を深めるため、講習会等の実施を検討すること。

## **7 法令・条例等の遵守**

- (1) 都市計画法をはじめ、関係法令・条例等を遵守し、地区内の自然環境や周辺地域に配慮した計画とするよう検討を行うこと。
- (2) 地域住民が日常的に利用することができる一定規模以上の公園を設置すること。
- (3) 事業区域内に存在する道水路の処理を適正に行うこと。

## **8 地域住民への説明**

- (1) 今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行うこと。
- (2) 現在、横浜防衛施設局のホームページで、基本配置計画案を公表しているように、今後も、市民への情報提供を積極的に行うこと。

## **9 地域のまちづくりの推進**

六浦駅周辺地区は、「金沢区まちづくり方針」で、まちづくり検討地区に位置付けられているが、地域まちづくりを推進していくには、道路交通アクセスや地区の安全性等への配慮が必要な地区であることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的活用を図るなど、国として協力をすること。

## **10 飛び地の返還と跡地利用**

- (1) 飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。
- (2) 飛び地は、住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるべきであり、国として整備を行うなど、跡地利用の具体的方策を本市に提案すること。

## **11 その他**

今後、建設計画や工事方法等に関する国の検討の進ちょくに応じて、周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項が生じた場合には、これを十分に尊重し、国として誠実な対応を行うこと。